関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十六号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇二・一〇号中「、中学校（」を「（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び」に改める。

別表第二九一七・三七号中「六・四％」を「無税」に改める。

第二条　関税定率法の一部を次のように改正する。

別表第三類に備考として次のように加える。

備考

1　第〇三・〇六項から第〇三・〇八項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。

別表第〇三〇一・九三号中「キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス」を削り、「及び」を「、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属」に、「又はキルリヌス属」を「、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属」に改める。

別表第〇三・〇二項及び第〇三・〇三項を次のように改める。

○三・○二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	
○三〇二・一一	さけ科のもの（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇二・一三	ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）	五％
○三〇二・一四	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）	五％
○三〇二・一九	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	五％
	その他のもの	
○三〇二・二一	ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科又はこけびらめ科のもの。第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	五％
○三〇二・二二	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）	五％
○三〇二・二二	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）	五％
○三〇二・二三	ソール（ソレア属のもの）	五％
○三〇二・二四	ターボット（プセタ・マクシマ）	五％
○三〇二・二九	その他のもの	
	まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。））	五％
○三〇二・三一	びんながまぐろ（トゥヌス・アラルンガ）	五％
○三〇二・三二	きはだまぐろ（トゥヌス・アルバカレス）	五％
○三〇二・三三	かつお	五％
○三〇二・三四	めばちまぐろ（トゥヌス・オベスス）	五％
○三〇二・三五	くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）	五％
○三〇二・三六	みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）	五％
○三〇二・三九	その他のもの	
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）	一〇％
○三〇二・四一	一　サルディノプス属のもの	一〇％
○三〇二・四二	二　その他のもの	一〇％
○三〇二・四三	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）	一〇％
○三〇二・四四	まあじ（トラクルス属のもの）	一〇％
○三〇二・四五	すずき（ラキュケントロン・カナドゥム）	一〇％
○三〇二・四六	めかじき（クスィフィアス・グラディウス）	五％
○三〇二・四七	その他のもの	五％
○三〇二・四九	一　さんま（コロラビス・サイラ）及びむろあじ（デカプテルス属のもの）	五％
○三〇二・五一	二　その他のもの	一〇％
	さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。）	一〇％
	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	一〇％